

# 東京都台東区まちづくりに係る 総合的な条例を制定しました！

令和8年10月1日から以下の規制が施行されます！

| 手続き                | 手続きが必要な行為及び規模                                                       | 届出時期                            |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 建築構想<br>に対する<br>届出 | 【近隣商業地域・商業地域・準工業地域】<br>敷地面積 1,000 ㎡以上 かつ 延べ面積 5,000 ㎡以上             | 「土地の売買を行う前」<br>もしくは             |
|                    | 【それ以外の用途地域】<br>敷地面積 500 ㎡以上 かつ 延べ面積 1,000 ㎡以上                       | 「土地利用の変更を行う前」<br>で建築構想の変更が可能なとき |
| 建築計画<br>の届出        | 都市計画法に規定する高度利用地区・特定街区・再開発等促進<br>区を定める地区計画・建築基準法に規定する建築物の容積率等<br>の特例 | 建築計画の変更が可能なとき                   |

その他、「認定まちづくり団体との協議」も必要になります。

該当する規模の物件を検討している方は、下記問い合わせ先まで  
ご相談ください。

## 相談窓口 ・ 問い合わせ先

台東区都市づくり部 都市計画課

電話 03-5246-1363(直通)

### 「土地利用の変更」とは？

一定規模以上の建築物の建築を目的として、既存の土地又は建築物の利用状況を変更することをいいます。

- ・ 既存建築物の建替え
- ・ 既存建築物の除却を伴う建築計画
- ・ 駐車場・空地等から建築物敷地への転換
- ・ 既存用途から新たな用途への転換を伴う建築計画等

などが該当します。  
判断に迷う場合は、事前に区へご相談ください。

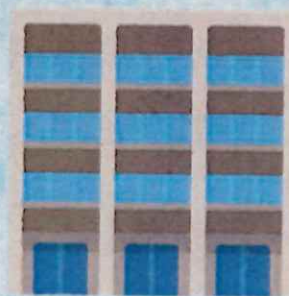
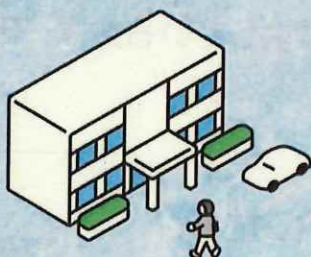
事業者の皆様へお知らせ



令和8年10月1日より、  
まちづくり条例に基づく  
届出が必要になります。

東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例を制定しました。

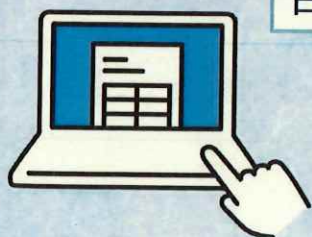
「土地利用の変更を行う前で、建築構想の変更が可能なときまで」  
に届出が必要になります。



台東区 総合的 まちづくり条例

検索 🔍

詳細はこちら  
URL



【担当窓口】

都市計画課 ☎ 03-5246-1363